

第 5 0 回広島県民スポーツ大会市（区）町大会開催補助金交付要領

（目的）

第 1 条 この要領は、市町体育（スポーツ）協会が第 5 0 回広島県民スポーツ大会（一般の部）の参加者（チーム）を決定するために予選会として開催する市（区）町大会事業について、その事業費に対する補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

（補助の対象）

第 2 条 公益財団法人広島県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、市町体育（スポーツ）協会からの申請に基づき、補助を行う。但し、第 5 0 回広島県民スポーツ大会に参加する市（区）町の競技に限る。

市（区）町大会の補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会場借上料（使用施設が発行する領収証を完備し、実費とすること。）
- (2) 市（区）町外に所属する審判員等に依頼した場合の謝金（対象額 3,000 円以内）
（原則として、市（区）町内に所属（居住又は勤務）する者を役員・審判員として大会運営すること）
- (3) 大会開催の競技用消耗品（必要最小限のものとし、備品として残るものを除く。）
- (4) 大会当日の運営役員・審判員等の昼食弁当代（人数と単価を明記した領収証を完備し、一人 800 円を限度とする。）

（補助金額）

第 3 条 補助金は、前条の各号に定める対象経費の内、市（区）大会 1 競技 15,000 円、町大会 1 競技 10,000 円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする市町体育（スポーツ）協会は、補助金交付申請書を令和 7 年 7 月 3 1 日までに会長に提出しなければならない。

（補助金額の通知）

第 5 条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し補助金の額を通知する。

（帳簿等の整備）

第 6 条 補助金額の通知を受けた市町体育（スポーツ）協会は、事業執行に伴う証憑書類等を完備し、保管しなければならない。また、必要に応じ提出するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助金額の通知を受けた市町体育（スポーツ）協会は、事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書ならびに収支決算報告書に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 条 会長は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し補助金交付の可否を決定するものとする。